

Ⅲ. 調査結果

1. 米国内国歳入庁提出書類の概要

1-1 非営利団体の年次報告書「Form 990」

米国の非営利団体の法人格は連邦法によらず、団体が所在する州の法律で規定される。各州の非営利法人法制はさまざまで、州によっては営利・非営利を明確に区別せず、会社法として規定しているところもある。非営利団体の州法上の設置・設立形態は Trust (信託)、Fund (ファンド)、Union (組合)、Endowment (基金)、Foundation (財団)、Charter (認可機関) のみならず、Incorporated (株式に制限をもたない会社) であることも一般的である。このように団体の法人格や名称だけでは非営利または営利の団体であるかを判断できないことが米国の非営利団体のあり方を特徴づけている¹。また、日本とは設置根拠法および運用制度が異なるため、日米の非営利団体を単純に比較することはできない。

米国の非営利団体の公益性は、税法上の免税措置がなされているか否かにより判断される。非営利団体を分類する際に用いられる方法のひとつとして、内国歳入法 (Internal Revenue Code; IRC) 第 501 条に規定された、非営利団体一般に対する連邦所得税の免税措置によるものがある。

内国歳入庁 (Internal Revenue Service; IRS) は、税法上の免税措置を与える非営利団体のうち、年間収入額が 20 万ドル以上、あるいは年度内の総資産額が 50 万ドル以上の団体を IRC 第 501 条 (c) 項 (3) 号団体として IRS への登録を義務づけるとともに、年次報告書 Form 990 を IRS に提出することを登録および免税認可の要件とする。Form 990 の内容は、役員報酬や幹部職員給与の具体的金額 (総額だけでなく個人ごとであり、氏名も記載される) を含め、公文書として一般に開示されている。

表 2 に、Form 990 の構成を示した。本書式を提出する非営利団体は、すべての項目に回答し、補足資料を添付したうえで、原則として団体の会計年度終了月末から起算して 5 カ月目の 15 日までに提出することとなっている。

なお、Form 990 パート VI「ガバナンス、マネジメントおよび情報開示 (Governance, Management, and Disclosure)」は、2008 年税務年度から新たに加えられた項目である。

¹ 文部科学省平成 23 年度委託調査「スポーツ政策調査研究(ガバナンスに関する調査研究)」WIP ジャパン株式会社、2012、173 項

表 2 年次報告書 Form 990 の構成

項目	タイトル	記載事項
パート I	Summary	収入、支出、純資産
パート II	Signature Block	記入責任者または／および担当税理士の署名
パート III	Statement of Program Service Accomplishments	団体の事業別収支の概要
パート IV	Checklist of Required Schedule	要報告書類のチェックリスト
パート V	Statements Regarding Other IRS Filings and Tax Compliance	その他 IRS 課税摘要要件
パート VI	Governance, Management, and Disclosure	ガバナンス、マネジメントおよび情報開示
パート VII	Compensation of Officers, Directors, Trustees, Key Employees, Highest Compensated Employees, and Independent Contractors	役員、評議員、幹部職員、高給雇用者等の週あたり勤務時間と報酬額
パート VIII	Statement of Revenue	収入の状況
パート IX	Statement of Functional Expenses	支出の状況
パート X	Balance Sheet	貸借対照表
パート XI	Reconciliation of Net Assets	収支差額と純資産額算出の整合性確認
パート XII	Financial Statements and Reporting	財務会計処理の方法・手段、監査状況

文部科学省「スポーツ政策調査研究（ガバナンスに関する調査研究）」（2012）より作成

1-2 Form 990 の解説

本節では、Form 990 の主な項目について解説する。なお、財務と役職員については次の章以降で詳説しているため、ここでは取り上げない。

パート I 要約

このパートは、大半が後段で記載されている開示情報の再掲である。構成としては「ガバナンス」と「収支および正味財産」が主なものである。

1) 事業活動とガバナンス

- ・ 団体が事業を廃止した場合、または 25% を超える正味財産を処分した場合はこれを表記する。
- ・ 雇用者数、ボランティア数を表記する。ボランティアについては推計でもよい。
- ・ 非関連事業の収入と正味課税所得を記載する。

2) 収入

収入は以下の 4 項に区分される。

- ① 寄付・補助金
- ② プログラムサービス収入（日本的な表現では事業活動収入である。）
- ③ 投資所得
- ④ 他の収入

3) 支出

支出は以下の 5 項に区分される。

- ① 補助金および類似の経費
- ② 会員に対して（あるいは会員の便益のため）の支出

項目としては設定されているが、支出が計上されていることは稀のようである。

会員という概念は必ずしも一意的なものではないが、会員に対する支出の表示が求められているということはおそらく、各団体が会員に対する資金の提供をしているかどうかをチェックするためのものであると思われる。つまり、支出はゼロまたはきわめて少額であることが非課税団体として望ましい。

- ③ 給与等

職員だけでなく役員報酬を含む。法人としての年金拠出金を含む。

- ④ ファンドレイジングの手数料

常に経費が計上されているわけではない。

Form 990 はスポーツ団体だけに適用されるものではない。資産家（富豪）が基金を設けて慈善活動等をする場合も非課税団体として同じ報告を行う。ビル・ゲイツやザッカーバーグをイメージすればよいだろう。これらの財団では、財団への寄付について事務的な対応をする専門家に対してかなりの報酬が支

払われることがある。次章で見るように、スポーツ団体ではこの費用はきわめて小さい。

⑤その他

- 4) 資産、負債、正味財産または資金残高
財務諸表の要約であり解説を略す。

パートⅡ 署名欄（省略）

パートⅢ プログラムサービスでの成果報告書

団体のプログラムサービスの中で、支出額上位3位までの活動について、収支および活動内容を記載する。金額だけでなく、活動内容の記述が必要である。

パートⅣ 別表のチェックリスト

このパートは、各団体が何について申告すべきかを確認するためのチェックリストになっている。全ての項目において「はい」にチェックが入ったものについては、別添資料を作成し、その内容を説明する必要がある。以降では主な項目をとりあげるとともに、次章で分析対象となるオリンピック競技団体（39団体）の中で、どれだけの団体が該当するのかを<>内に示す。

- 1 内国歳入法第501条(c)項(3)号または第4947条(a)項(1)号の団体<38>

- 5 同第501条(c)項(4)～(6)号のいずれかに該当する団体<1>

スポーツ組織が非営利であるが故に課税免除団体となる場合、第501条(c)項(3)号を選択するのが一般的である。第4947条(a)項(1)号は信託であり該当団体はないものと思われる。唯一「テニス」だけが第501条(c)項(3)号以外を選択している。米国では、1966年にアメリカン・フットボールリーグが「プロフットボールリーグ」として第501条(c)項(6)号の課税免除団体に登録された。テニスの中央競技団体である United States Tennis Association (USTA) は、リーグ組織ではないものの、収入の大半を占める全米オープンを主催する団体であることから「プロスポーツリーグ」の分類を受け、課税免除団体に登録されている。同様に、NHL（アイスホッケー）やPGA/LPGA（ゴルフ）も同号による非課税プロスポーツリーグであるが、近年ではリーグ収入の大きさから課税免除が不適格であるとの議論もある。実際に、2007年にはMLB（野球）が課税免除団体から外れる選択をし、2014年にはNFL（アメリカンフットボール）、2015年にはUSTAの課税免除の正当性について米議会下院などで議論された。なお、NBA（バスケットボール）は過去に課税免除団体となったことはない。

- 10 直接的、または、関連団体を通して、一時的制限基金、恒久基金または準基金

に資産を保有した。＜11＞

11a 土地、建物および装置の金額を申告した。＜37＞

11b 資産合計の5%以上が「投資—その他の有価証券」である。＜13＞

投資有価証券の類型は **publicly traded** と **other** である。したがって、「その他の有価証券」は、非公開のものを指している。3分の1の団体がこれを保有している。割合としては、高いというべきだろう。

14a 合衆国外に、オフィス、従業員または代理人がある。＜3＞

「バイアスロン」「自転車競技」「サッカー」が該当する。

21 国内団体または国内政府に対する補助金またはその他の支援として5,000ドルを超える額を支出した。＜15＞

国内政府 (**Domestic Government**) とは、合衆国政府、州政府のほか、プエルトリコや北マリアナ諸島などを含む米国自治領などを指す。競技団体でこの項目に該当する団体は、国内団体への寄付を行ったものと考えられる。

22 国内の個人に対する、または、国内の個人のための補助金またはその他の支援として5,000ドルを超える額を支出した。＜18＞

21 のみに該当する支出のある団体が7、22のみが10、21と22両方の支出のある団体が8であった。これらの項目は、団体と他の団体、あるいは個人との間の資金の移転をチェックすることを目的としているものと思われる。

26 現在および過去の役員、取締役、評議員、幹部職員、最も高い報酬を受け取った従業員または欠格者からの売掛金、または、これらに対する買掛金がある。＜3＞

27 役員、取締役、評議員、幹部職員、多大な貢献者、従業員、補助金選定委員会の構成員、または35%被支配事業体もしくはこれらの人物のいずれかの家族に対して、補助金またはその他の支援を提供した。＜2＞

28 以下の当事者のいずれかとの商取引があった。

a 現在または過去の役員、取締役、評議員または幹部職員＜3＞

b 現在または過去の役員、取締役、評議員または幹部職員の家族＜2＞

c 現在または過去の役員、取締役、評議員または幹部職員（もしくは、その家族）が役員、取締役、評議員または直接的もしくは間接的オーナーであった事業体。＜3＞

33 本団体と別とみなされる事業体を100%所有した。＜3＞

34 いずれかの免税事業体または納税事業体に関連していた。＜32＞

35a 被支配事業体をもっていた。＜7＞

35b その被支配事業体から何らかの支払いを受けたか、または、被支配事業体との何らかの取引に従事した。＜6＞

26～28項は団体に関連する個人との取引等を確認し、33～35項は、支配な

いし関連する団体の有無、およびそれとの取引を確認するものである。前者は個人との間の不正な資金移動を、後者は関連団体を利用した、あるいは関連団体の納税回避の有無を確認することが目的であろう。なお、関連する事業体が「ある」という回答が多い。

パートV その他の内国歳入庁への提出および税法遵守に関する報告

このパートについてはスポーツ団体に関連する記述は少ない。以下のような報告事項が見られる。

3a 年間 1,000 ドル以上の非関連事業支出があった。 < 17 >

4a 外国に金融口座を保有している。 < 5 >

パートVI ガバナンス、マネジメントおよび情報開示

このパートは資金について取り上げておらず、関心はガバナンスである。内容は株式会社におけるものと大きな違いはないが、留意点として第 6 項の「会員」がある。Form990 にもその定義は示されていない。おそらくその定義ないし会員の権限と責任は団体によってまちまちである。日本でも、社団法人の会員（社員）は法令上の規定があるが、財団法人にはこれがない（そもそも会員制度を敷かない財団法人もある）ので、日本の財団法人に類するものとも考えることもできるが、一方で 7a、b の条項を見ると、会員は法人の構成員として機能しているものと推察できる。したがって、その位置づけは日本の財団法人より社団法人に近いのではないかと思われる。また 7b を見ると、会員でない個人が決定に関与している団体があり得る（実際にあるかどうかは不明である）ことがわかる。法人格の多様性を反映してのものであると思われるが、日本では見られないものであると言えるだろう。

2 役員、取締役、評議員、または幹部職員の中に、他の役員、取締役、評議員、または幹部職員との間に、家族関係やビジネス関係にある人がいる。 < 4 >

6 会員ないし株主がいる。 < 28 >

7a 意思決定機関の一人以上の構成員を選出または任命する権限を有する会員、株主またはその他の個人がいる。 < 33 >

7b 本団体の何らかのガバナンスにかかる決定ないし承認を、意思決定機関以外の会員、株主または個人がしている。 < 11 >

10a 本団体には、地方支部、支店または関連会社がある。 < 14 >

「地方支部、支店または関連会社」とは、州法の下で単一とみなされず、本団体が監督・管理する法的権限を有する法人を指す。日本の中央競技団体と都道府県連盟との関係とは異なる。

10b 本団体には、そのような地方支部、支店または関連会社の業務を本団体の免税目的と一致させるため、その活動を管理する書面の方針および手順がある。 < 14 >

- 12a 利益相反方針を書面により定めている。＜39＞
- 12b 役員、取締役または評議員および幹部職員は、利益相反となりうる行為を開示することを求められる。＜38＞
- 12c 定期的かつ恒常的に、利益相反方針を監視し、これを必ず遵守させる。＜38＞
- 13 内部告発者についての方針を書面で定めている。＜33＞
- 14 書類の保存と破棄に関する方針を書面により定めている。＜33＞
- 15 以下の人物の報酬を決定するプロセスには、第三者による見直しと承認、比較可能性データ、そして審議と決定の同時実施が含まれている。
- 15a CEO、執行役員、または、経営幹部 ＜39＞
- 15b その他の役員または幹部従業員 ＜24＞

パートⅦ～ⅩⅠは財務諸表のため略す。

パートⅩⅡ 財務報告

- 2a 財務資料を会計士が作成ないし確認している。＜2＞
- 2b 会計士監査を受けている ＜37＞
- (2a,2b について) 財務報告は 単独のみ＜24＞、連結のみ＜12＞、単独と連結＜3＞

財務資料を会計士が作成・確認している場合は中立的な監査の必要がないという点は、日本の会計参与制度に類似のものである。また法人格の多様性を背景として、連結の財務報告が見られる。連結対象法人が非課税適格でない場合、連結の報告は税務上の審査にとっては面倒なものになると思われる。審査が具体的にどのように行われるのかについてはわからない。今後の調査の課題である。